

第10期中野区健康福祉審議会 地域福祉・成年後見部会(第3回)

開催日 令和5年6月26日(月)午後7:00～午後9:00

開催場所 中野区役所 特別集会室(1階)

出席者

1. 地域福祉・成年後見部会委員

出席者 和気 純子、奈良 浩二、荒岡 めぐみ、黒木 伸子、宮澤 百合子、白岩 裕子、
松山 聡、丸山 貴士、保田 響

欠席者 稲葉 剛、中山 浩一

2. 事務局

健康福祉部 福祉推進課長 中谷 博

子ども教育部 子ども政策担当課長 青木 大

区民部 文化振興・多文化共生推進課長 富士縄 篤

【議 事】

○中谷福祉推進課長

それでは、定刻前ですが、委員の皆様お集まりになりましたので、会議のほう始めさせていただきたいと思います。今日、急遽、部会長の和気先生がオンラインでの参加ということで、ハイブリッドで会議を開催させていただくことになりましたので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、会議の開始に当たりまして、和気部会長から、ご挨拶と今後の進行のほうよろしくお願いいたします。

○和気部会長

今日は、副部会長の稲葉先生もお休みということで、欠席の方もおられるのですが、特に本日扱うテーマは、子ども・若者関係、それから、外国人・多文化共生関係ということで、非常に制度が動いている途中で、国においても様々な施策だったり法律だったり改訂されて、国民的な関心の高いものがございますので、委員の皆様から積極的に質問やご意見を出していただきまして、中野区ですらに取組を進めていけるようにしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○中谷福祉推進課長

ありがとうございました。では、事務局のほうで、欠席委員の確認と配付書類の確認をさせていただきます。副部会長の稲葉先生、それから中山委員のお2人、欠席のご連絡をいただいております。過半数以上の出席がありますので、会が有効に成立している事をご報告させていただきます。

配付資料の確認なのですが、お手元のほうご確認ください。

次第と資料一覧。それから、資料1が、A4横のパワーポイントの資料でホチキスどめの「地域共生社会の実現に向けた区の実現について(子ども・若者関係)」の資料です。資料2が、「地域共生社会の実現に向けた区の実現について(外国人・多文化共生関係)」こちらもA4横のパワーポイントのホチキスどめの資料です。最後に、資料3、A4縦のホチキスどめの資料で、「多文化共生推進基本方針を策定するに当たり聴取した区内日本語学校等、外国人住民及び外国人留学生の意見」という資料です。

以上、何か資料で不足等ございましたら、挙手いただければ事務局の職員が参りますので、よ

ろしくお願いいたします。

事務局からの説明は以上です。

○和気部会長

それでは、早速、進めさせていただければと思います。

まず、議題1「地域共生社会の実現に向けた区の取組について」という資料1ですけれども、子ども政策担当課長よりご説明をお願いいたします。

○青木子ども政策担当課長

子ども政策担当課長の青木と申します。よろしくお願いいたします。

私からは、資料1に基づきまして、「地域共生社会の実現に向けた取組」ということで、子ども・若者関係の部分について説明をさせていただきます。

横長の資料、1枚おめくりいただきまして、「子ども・子育てをめぐる動向」ということで、昨今、どのような子ども・子育てをめぐる国等の動きがあったのかというところをまず整理しております。

まず(1)としまして、令和5年4月に施行されました「こども基本法」という法律になります。皆様ご存じかと思いますが、日本国憲法や児童の権利に関する条約にのっとり、子ども施策を総合的に推進するということが、子どもに関する包括的な法律が1つできたということになります。ここに書いてありますとおり、子どもが個人として尊重されること、基本的人権が保障されること、また、意見を表明する機会とか社会的活動に参画する機会が確保されることなどが基本理念として掲げられております。

(2)としまして、それと連動するような形で、内閣府の外局としまして、こども家庭庁が4月に設置されたということです。子ども政策に関して、他の省庁に属しないような事務を担うということと、あとは新規の政策課題に取り組むということで、これまで別々に担われてきた司令塔機能を一本化したというものになります。

(3)としましては、児童福祉法の改正で、これは令和4年6月に改正がされたということが書いております。

次のページに進んでいきまして、国の動向の次は中野区の動向として、昨今、どのような動きがあったのかというところを整理しております。

まず、(1)としまして、子ども・若者支援センターという施設が、中野坂上の駅の近くに令和3年11月に開設されました。こちらについては、同じ建物の中に児童相談所があったり、あと、教育センターがありますので、そういったところと連携をして、家庭環境や児童虐待や教育上の悩み、また39歳までの若者とその家族の相談、発達に課題がある子どもの就学相談を行っております。

(2)としまして、令和4年4月に児童相談所が設置されたということです。これまで児童虐待の対応が、区の子ども家庭支援センター、子家センと東京都の児童相談所が連携して行っておりましたが、今回、児童相談所を区に設置したということで、一貫して対応できるようになったということです。

(3)としまして、「子どもの権利に関する条例」を制定しまして、昨年、令和4年4月に施行されました。これは、区に関わる全ての人の子どもの権利の尊重の理念を持ち、それぞれの生活や活動に生かすことによって、子どもの権利を保障すると。子どもにやさしいまちづくりを推進することを理念として掲げているものでございます。

(4)としまして、令和5年3月に「子ども総合計画」という、子ども関係の計画を策定しました。この子ども総合計画の位置づけというのが2つありまして、1つが、中野区の基本構想と基本計画に基づく子どもに関する個別計画という性質があるのと、あともう1つは、子どもに関していろいろな法律の中で計画をつくりなさいという努力義務が課されておりますので、そういった5つの法定計画を包含する総合的な計画として策定をいたしました。というところが、中野区の動きになります。

次の4ページからは、中野区の今、子どもと子育て家庭を取り巻く状況はどうなのかというところ

ろを、幾つかデータを載せておりますので、それをご紹介できればと思っております。

まずは、年齢3区分別の人口の推移と出生数と合計特殊出生率の推移ということで、年少人口については、平成25年から増加傾向であるということが左側のグラフで分かると思います。出生数と合計特殊出生率については、平成28年までは増加傾向でございますが、その後減少に転じておまして、ここ数年で若干微増傾向かなという形で動いております。

次の5ページ。子ども家庭支援センターの虐待対応件数の推移と虐待の種類別の推移ということで、子ども家庭支援センターで受け付けた相談件数は年々増加している。虐待の種類別の推移については、身体的虐待と心理的虐待が増加しているということが分かるかと思えます。

次に、6ページです。今度は、子どもの貧困というところのデータになりまして、生活困難層の割合ということです。左側、生活困難層の割合というのが、未就学児、小学生①、②、中学生と書いてありますけど、小学生の①というのが低学年、1、2、3年生で、小学生の②が4、5、6年生になります。こちらは、見ていただくと、一番左側の棒グラフが困窮層で、その次の青色のところは周辺層、黄色のところは一般層というようなわけになっておまして、この困窮層と周辺層というのが、いわゆる生活困難層という言い方を右側のところに書いてありますけど、定義しております。この生活困難層の割合というのが、年代が上がるにつれて高くなる傾向があるということです。東京都のデータも併せて比較しますと、都と比べると、全年代で中野区の場合は若干低くなっているかなというのが読み取れるかなと思えます。

7ページです。先ほどの生活困難別に並べた場合の授業の理解度。左側が小学生で、右側が中学生のものになります。この授業の理解度を見ていると、年代が上がるに従って、一般層と困窮層で理解度に差が生じているということが分かるかなと思えます。グラフの左側が「いつも分かる」で、その次が「大体分かる」、「あまり分からない」、「分からないことが多い」、「ほとんど分からない」ということになりますので、「分からないことが多い」とか「あまり分からない」とか「ほとんど分からない」というところを見ていくと、そういった差が読み取れるかなと思っております。

8ページが、同様に、生活困難度別の食料を買えなかった経験、左側のグラフですね、なっております。こちらについては、子どもがいる全世帯と比較して、ひとり親世帯のほうが高くなっている。これは、子どもがいる全世帯とひとり親世帯で比較をしたものになります。

右側の児童扶養手当延受給者数の推移。こちらについては、全体的には減少傾向にありますが、全部支給者の割合が増加しているの、格差が広がりつつあるのかなということが読み取れるかと思えます。

9ページ。自己肯定感です。これは、若者の部分です。15歳から23歳ということで、「頑張れば報われる」とか「自分は価値のある人間だと思う」というような自己肯定感をはかるような質問に対して、「とてもそう思う」、「そう思う」というところの割合がどれぐらいなのかというふうに見ただければと思います。自分に価値があると思っている若者が6割いる一方で、不安に感じることがない割合は低くなっていると。生活を円滑にできなかった割合というのが、25歳から29歳が一番高いという結果になっております。これは右側のグラフになります。

ここまでが中野区のデータになりまして、10ページからが取組の話になります。

ここに書いてある計画の体系というのは、子ども総合計画の体系になっておまして、左側から見っていきますと、基本理念として、「未来ある子どもの育ちを地域全体で支え、子どもの権利を保障するまち」という基本理念を掲げつつ、ローマ数字の1から5までの5つの目標を設定しております。それに対して、取組の方向性として、子どもの権利に関する理解促進や子どもの意見表明・参加の促進というような取組の方向性を掲げて、その下に主な取組というのをぶら下げるような形で、子ども総合計画はつくっております。

子ども総合計画に掲げる取組というのが、地域共生社会をつくっていく中の取組に包含されるというふうを考えておりますが、特に、取組の方向性で、黄色の網掛けをしてある部分が、前回の地域福祉計画の中に載っている取組が含まれておりますので、ここの中にどういう取組とか事業が位置づけられているのかというのを説明してまいります。

11ページです。「子どもの意見表明・参加の促進」ということで、区政運営における子どもの参加の推進やハイティーン会議、これは子ども会議として開催しておりますけれど、その開催という事業を掲げております。

区政運営における子どもの参加や推進というのは、区政運営において、様々な手法を用いて子どもの意見を聴いていくということ。ハイティーン会議については、これは20年前からやっている事業になりますが、若者ならではの視点を区政や地域に生かすことを目的にして実施していくという事業の内容が書いてあります。

12ページに進んでいただきまして、「子どもの権利侵害の防止、相談・救済」という中に、児童相談所の運営や不登校支援事業というところが記載されております。

不登校支援事業については、不登校の未然防止から初期対応、またスクールカウンセラー等と連携しながら、不登校児童・生徒への支援に取り組むという内容になっております。

13ページ、「生活に困難を抱える子育て家庭への支援」ということで、ここでは2つご紹介します。子ども食堂への支援と、ひとり親家庭総合支援事業というものになります。

子ども食堂への支援については、子ども食堂を運営する地域の団体に対して、運営経費を助成するという事業になります。

「ひとり親家庭への支援」。ひとり親家庭総合支援事業については、ひとり親家庭相談員というものを配置して、伴走型の相談体制の整備、また、ひとり親家庭の自立に向けたプランの作成といったところを総合的に行っていくという内容になっております。

最後のページですね、14ページ。若者の支援の部分になります。「若者の課題解決に向けた支援」として、2つの事業をご紹介します。

1つが、子ども・若者支援センター若者相談事業ということで、義務教育終了後から39歳までの若者で、就学や就労などに課題を抱えている方や家族に対して、助言・支援を行うということになります。

引きこもり支援事業については、引きこもり状態にある本人や家族等に対して、相談窓口や居場所の設置等の伴走支援を行うというような内容になっております。

というところが、子ども総合計画の中に記載されている資料を一部ご紹介しました。

私からは以上になります。

○和気部会長

ありがとうございました。

それでは、ただいまのご報告につきまして、また、それ以外でも、子ども・若者施策等につきまして、ご意見、ご質問等ありましたらお出しください。

○白岩委員

13ページの、生活に困難を抱える子育て家庭への支援で、助成金を考えていらっしゃるということで、この子ども食堂の支援があるというお話があったのですがけれども、今、中野では、「子どもほっとネット」というネットワークで、中野区さんからの支援をいただいている中にフードパントリーも入ってまして、まさしく困っている方に差し上げたりという活動をしているので、子ども食堂「等」とかにしていただきたいのです。でないと、区から、備蓄品を放出する際にいただくのに理由が要ったり、本当にお困りの声があって頼んでも、なかなか直接的に、簡単にいただくつもりはないのですが、いただけなかったりとかいうのがあるので、ネットワークの1つでもあるので、「等」をぜひ入れてください。

○和気部会長

いかがでしょうか。

○青木子ども政策担当課長

区として、子ども食堂の支援をするというのは、この事業として書かれているのですが、いろいろな形態があることを我々も存じておりまして、いわゆる子ども食堂だけではなくて、フードパントリーとか、あと宅食とか配食、様々な活動をしている地域の方がおりますので、そこのところについて、含めて支援をしているところですし、今後もより充実した支援を行っていきたいと思っておりますので、ご意見ありがとうございます。

○白岩委員

ぜひ、入れてください。

○和気部会長

そのほかいかがでしょうか。

○荒岡委員

民生児童委員の荒岡です。今後の方針、10ページですね。ここで2つ、言いたいことがあります。

子どもの数が増えているというのは先ほどのデータで分かったのですが、まず、下のほう、「教育・保育施設の整備と運営事業者の支援」。教育施設って、単純に小学校とってしまうのですが、今、どこの小学校ももう満杯になってきて、私の地元は桃花小学校なのですが、中庭を潰して4教室を増やしたのですが、もし、今年の1年生が5クラスになったら教室がないということまで来ていました。幸いにして4クラスだったので何とか収まっているという感じです。

隣の谷戸小学校は、統合はしていないですけど、やはりまだ教室が足りなくなって、校庭を潰して建築が始まっています。美鳩小学校に副校長先生がもう1人ついたので、何があったのだろうと思ったら、「800人超えたから副校長が2人になったんだよ」という話を聞きまして、中野駅周辺はますます子どもが増えそうなのです。駅前を見ていただければ分かりますが、賃貸住宅400世帯弱入って。割と賃貸住宅というのは、ご家族が多いのですね、分譲でない。桃花小学校、どうなってしまうのだろうというのを真面目に心配はしています。そのほうを区は、どうやって施設を充実していくのかと考えているのと。

それから上のほうにあって、「子どもの居場所づくり」、薄い黄色のところですが、「安心して過ごせる居場所づくり」。これは、学童クラブも今、満杯状況で待機児童が出ています。キッズ・プラザのほうも、本当に、芋の子洗いのようにして遊んでいます。特に、高学年は、もう入る場所がないという感じ。そして、中野中学校区の地区懇談会に出たときに、中学生の意見として、「放課後、友達とお金がかからず普通におしゃべりをしたりする場所が欲しい」という意見が出ました。そのときに意見が出たのが、各区民活動センターの一部を子どもたちが過ごせるように開放するような策は考えていただけないだろうかということがありました。

この2点をお伝えしたいです。以上です。

○和気部会長

いかがでしょうか。

○青木子ども政策担当課長

まず、子どもの数ですよ。それについては、先ほどご紹介させていただいた4ページのところの、区の出生数と合計特殊出生率の推移というところを見ていただくと、棒グラフのほうが出生数になっているので、平成28年が2,689人で、ここがかなりピークで、そこから一旦下がってきて、また少し令和2年に上がって、令和3年、少し下がっている。ちょっとこれには載っていないのですが、令和4年はどうなのかというと、たしか2,000程度に減っている。これがどういうふうに関後推

移していくのかというのは、なかなか予想の域を出ないのですが、よく言われているのは、親になる年代というのがこれから少なくなってくる時代になるので、子どもの数も少なくなってくる。これは、全国的に少子化が進んでいくと言われていることと同じような認識なのかなと思っていますけれど、そういった推移も見ながら、毎年、子どもの生まれる数というのが公表されますので、そういったものも見ていく必要があるかなと思っています。

それで、先ほどの10ページの体系図の中で、ローマ数字の3番の目標、「子どもと子育て家庭を支える教育・保育環境を整備する」と書いてあって、ここの教育・保育環境というのが、抜粋だったので説明不足で恐縮なのですが、ここでいう教育・保育環境というのは、いわゆる幼稚園とか認定こども園とか保育園のところの部分を決める計画でして、学校施設の話はこの計画の中には含まれていない形になりますけど、やはり子どもの数というのは当然、小学校だけではなくて、保育園とか、あとは学童クラブといったところも、定員を考えていく上でも基礎となる材料になりますので、しっかり我々のほうも認識しながら進めていきたいと思っています。

あと、先ほど、学童クラブとキッズ・プラザがかなり混み合っているというか、人気だというようなお話。これも、学童クラブ、親の就業率がかなり上がっていて、ちょっと前の保育園待機児童というのがかなり社会的な課題として話題になっていたと思うのですが、今、中野区では、保育園の待機児童については2年連続ゼロになって、待機者ゼロを達成しました。

今後、我々が課題として認識しているのは、やはり学童クラブですね。保育園のほうはゼロになったけど、それが小学生に持ち上がってきたときの、学童クラブの、実際、需要率といって、学童クラブの入所を希望する人の割合というのが増えてきておりますので、そこをどうやって安全な放課後の居場所をつくっていくのかというのは、非常に重要になると考えております。先ほど、キッズ・プラザと学童クラブも含めた放課後の居場所づくりをという話がありましたけど、そこは我々にとっても重要な課題だと思っているので、しっかり取り組んでいきたいと思っています。

○和気部会長

ありがとうございました。

よろしかったでしょうか。そのほか、いかがでしょうか。

○黒木委員

次世代育成委員の黒木と申します。よろしくお願ひいたします。

まさしく、私たちの町、地域に美鳩小学校がございまして、あれよあれよと800人を超えまして、本当にたくさん子どもたちがいます。そこで学童クラブに入れなかった1年生、低学年の子たちは、キッズ・プラザに遊びに行くように。ランドセルを背負ったまま行けるのでということで、そちらにいますのですけれど、そこでもいろいろな楽しい行事とかありますし、たくさん子どもがいるのですが、現状としては、廊下に机を、壁に向けて置いてありまして、たくさん子どもがいるので、そこで宿題をやっている子たちもいます。ちょっとそれが気になるころというか、子どもたちなので、どこでも宿題やったりするのですが、やはりこれは定員が多いなという感じと、あと、来年から鷺宮小学校と西中野小学校が統合を迎えまして、そこでもキッズ・プラザが併設されるのですが、今、2つの児童館が、西中野児童館と鷺宮児童館がございまして、そこに学童クラブが入っていて、そこも定員を超えているか、定員ギリギリのところございまして、それが1つに統合されたときに定員を超えていく形になります。その問題が今、すごく地域ではありまして、そこにあふれた子は、結局キッズ・プラザで放課後、親が帰ってくるまでいるという形なのですが、どう考えてもやはり足りない感じはあるのです。

あと、2つのその児童館が閉館となる予定なのですね。そうすると、乳幼児さんも午前中結構遊んでいらしゃいます。午後からは小学生がワッと遊びに来るのですが、その子たちがどこに行くのかな。キッズ・プラザに行っても、多分、たくさんの子たちもいるしという問題で、何年も前からかけて統合という形でいろいろな学校を統合させたのですが、そこがちょっと、やはり難しかった

たのかなということもあって。もうちょっと実態を見ていただいて、「あふれちゃったね」だけではなくて、どうして、その子たちをどこに行かせたらいいとか、放課後の居場所を本当に考えていただけたらなと思っております。

○和気部会長

今の点、いかがでしょうか。

○青木子ども政策担当課長

学童クラブ、需要率が上がっていると我々も分かっておりますので、これまでだと新しい統合新校をつくって、そこに100名規模の学童クラブをつくって、そこで大体足りていたのですが、やはり需要が上がっているので、それだけだと足りない。足りない場合は、同じ学区内に民間の学童を誘致したり、あとは、児童館などの学童もうまく使いながら受け皿をつくっていくというのは重要だと思っておりますので、ご意見も参考にさせていただきながら、待機になる子どもがいないように施策を進めていきたいと思っております。

○和気部会長

ありがとうございます。学童クラブにしても保育園等にしても、まず待機児童がいないということが行政の役割の大前提だと思いますので、様々な資源を活用しつつ早急に対処していただければと思います。

そのほかいかがでしょうか。

○宮澤委員

ちょっとお伺いしたいのですが、中野区子ども・若者支援センターというのは、中野坂上にできましたよね。もともとある子ども家庭支援センターも、まだ区役所内のほうにあるという感じですね。子ども家庭支援センターも一緒に。

○青木子ども政策担当課長

中の機能の1つとして一体化しているというような。

○宮澤委員

こちらの区役所の中には、子ども関係の部署というのはもう何もない。

○青木子ども政策担当課長

子育て支援課とか育成活動推進課とか、一部は残っていますけれど、子ども家庭支援センターの機能は、中野坂上のセンターの中に。

○宮澤委員

分かりました。ありがとうございます。

○和気部会長

大丈夫ですか。

○宮澤委員

大丈夫です。

○和気部会長

分かりにくいですね。

○宮澤委員

虐待については、子ども家庭支援センターで、どういう関わり方で分けていったりというのが、とても分かりづらいかなど。

○青木子ども政策担当課長

これまでは、中野区の子ども家庭支援センターがあって、児童相談所は東京都が運営している。その境目というのが、確かになかなか難しいところがあって、今回は、区として児童相談所を設置することができるようになって、設置していきまして、そこと子ども家庭支援センターというのが一体的に運用するというので、その境目というのが、より円滑になっているというイメージでよろしいかと思います。

○宮澤委員

分かりました。それと、先ほど、お話が出ていたフードパントリーとかも、社協さんでもやられているのとはまた違う、中野区でやられているというものですか。同じものですか。社協さんでは前から。

○奈良委員

違うのではないですか。

○白岩委員

社協さんのとは違います。社協さんとやっているのもあるのですが、子育て応援の。

○宮澤委員

そちらもやっているのですね。

○青木子ども政策担当課長

社協さんは社協さんで、子どもほっとネットという、子ども食堂とか無料塾をやっている人たちの団体のネットワークをつくっていて、我々はそのに参加している団体等に対して、子ども食堂をやっている方に対して助成金を出すというような支援をしているということで、社会福祉協議会と連携して支援をしています。

○宮澤委員

それで、社協さんのほうに引きこもりの、今回、できましたよね。それと、この若者というのは、年代で分けたりとかしているのでしょうか。引きこもりに関しての相談・支援とかについては。

○青木子ども政策担当課長

14ページの。これは社会福祉協議会さんに委託して行っている事業になります。

○宮澤委員

分かりました。ありがとうございます。

○保田委員

所管が違っていたら恐縮なのですが、10ページの、いじめについてお伺いしたいのですが、ローマ数字1の(4)の②との関係で、いじめを受けた被害の児童への支援。これはもちろん大切だ

と思うのですが、気になったのは、いじめをした張本人というのはおかしい言い方ですけど、本人について、区としてどういうアプローチ。例えば、出席停止は仕方ないかもしれないですけど、所管が違ったら恐縮なのですが。いじめをしたとかそういう、これは居場所づくりとも関係すると思うのですが、について、もし何かこうしていこうみたいなお考えがあったらお伺いしたいと思います。

○青木子ども政策担当課長

いじめの防止については、教育委員会のほうが主になってやっけていて、中野区の「いじめ防止等対策推進条例」というルールをつくって、区や学校のいじめ防止に対する基本方針をその条例の中で定めて、教職員と保護者、地域が連携して、いじめの未然防止とか、あとは早期発見・早期対応に取り組んでいるというのが、区がいじめ対策の全体像になります。あまり詳しいご説明ができずに、すみません。そのような全体像になっています。

○保田委員

ありがとうございます。

○和気部会長

そのほかいかがでしょうか。

○奈良委員

1つお伺いしたいのですが、先ほど、いろいろとお答えされた中で、子どもの数、将来どう見ているのかはこれから注視していきたいということだったのですが、小学校の教室が足りないとか、学童の定員が足りないとか、みんな子どもの数をどういうふうに将来見ていくのかということが重要だと思うのですが、今日示していただいた資料は、現状でしかないのですね。ですから、これをどういうふうに考えていくのかという将来設計を示すということが、我々、計画づくりを、今、いろいろと、それに対してご意見を言っているのです、そこが重要だと思うのですが、その辺はどう考えていらっしゃるのですか。

○青木子ども政策担当課長

今回お示しているデータというのが、3月に策定した子ども総合計画というところの資料から抜粋しているものになりまして、子ども総合計画の中でこういった出生関係の現状については示しているところなのですが、人口予測として、これがどういうふうに動いていくのかというところまでは、この計画の中ではお示していないところでして、区全体の統一した人口推計というのを、やはり見込んでいくのが望ましいと思っているのですが、それについては、統計の部門のほうで10年間の人口予測というのを、毎年、中野区の統計書の一部として作成しているところになりますけど、子どもの関係に絞って、人口がどういうふうに動いていくのかというところまでは、計画の中で示せていないところになりますので、それは今後の課題として、今度、総合福祉、健康福祉総合推進計画をつくっていくときにも、我々子どもの部門としても、そのところは今後の課題になっていますので、人口推計、どういうふうにしていくのかも含めて考えていきたいと思ひます。

○奈良委員

令和5年3月に子ども総合計画というのが策定されたのですよね。このときに、どういうふうに見ているのかというのはないのですか。その上でこの政策の体系みたいなものがつくられたのではありませんか。具体的にどう動かしていくかということですね。今後の取組とか。

○青木子ども政策担当課長

特にこの計画をつくるに当たって、例えば5年、10年先の人口とか子どもの数がどれぐらいになるのかというところまでは、計画の中では示していないところではあるのですが、この計画の中に一部、保育園の0歳の定員がどれぐらいなのかということとか、あと1歳、2歳、各年齢の定員をどれぐらい設けるのかというような試算はしては、その中で、子どもの数というのを大体試算はしているのですが、この計画自体が、保育園とか幼稚園の需要予測の部分については2年間になっていますので、中長期的な人口推定までは、この計画をつくる際には行っていないというのが現状になります。

○奈良委員

分かりました。

次に、ちょっともう1点お聞きしたいのですが、11ページ以降は、今後の取組の例と書いてあるのですが、計画ができて、具体的に今、令和5年度ですね。どういうふうな取組を進めるとか、そういったところは、何か具体的などころはないのでしょうか。

○青木子ども政策担当課長

11ページからの今後の取組例ということで、計画の中で幾つか載せている情報公開、抜粋しているものになって、計画の中にも様々な事業が記載されております。今回は、それを全てご紹介するのは難しいので、これまでの、前回の健康福祉総合計画、地域福祉計画の中に取り上げられた事業に関係するものを中心に、今回は一部抜粋で記載をさせていただいた形になります。

計画本体を見ていただくと、本当に区が取り組んでいる子ども施策の事業だと、かなりたくさん記載されているような内容になっておりますので、お時間ある時にお読み取りいただくと幸いです。

○奈良委員

ここに書いてあるのは全部、令和5年度に、今、動いている事業と考えていいのですか。

○青木子ども政策担当課長

この計画自体が、アクションプランみたいに何年度に何をやるというものではなくて、今やっている事業と今後取組もうと思っている事業を記載する形になっております。

○和気部会長

よろしいでしょうか。どうぞ。

○中谷福祉推進課長

保田委員お願いします。

○保田委員

今、奈良委員の一番最初のお話に関係するかもしれません。その分析という意味で、5ページの虐待について。私も毎回、こことは関係なしに分らないなと思ったのですが、虐待の件数、特に性的虐待とかそういう性犯罪というのは、暗数が多いと承知しているのですが、件数が増えるというのは、公的機関がちゃんと認識しているということですよ。暗数が減るという意味で、いいと言ったらちょっと語弊がありますが、いいということなのか、やはりそもそも件数が増えるというのは、被害が増えているから駄目だとか、よくないことだ。その件数を減らすべきだというのが、この虐待の推移というのは、どういう方向に持っていくというのが望ましいとお考えなのか、お伺いできればと思います。

○青木子ども政策担当課長

委員おっしゃるとおり、こういう虐待に限らず、例えば、いじめの件数とか、そういったものの推移を見ていくときに、どちらを目指していくのがいいのかというのは、両方の意味合いがあると思っていて、当然、未然防止とか生まないというのが一番本質的な解決になるので、数を減らしていくというのも、当然、1つ見方としてはあります。

ただ一方で、先ほど委員もおっしゃったとおり、それを発見していくというところに重きを置いていくと、必ずしも減っていくことが正しいというわけではなくて、ここの虐待防止については、児童相談所の者に確認しないと分からないところではあるのですが、この計画の中では、児童相談所を運営していくときの成果指標として、虐待を理由とする一時保護の再保護件数をゼロにするというのを目標に掲げていますので、それが児童相談所を運営していく上での一番大事にしているというか、重要視している指標となるのかなと思っています。

○保田委員

ありがとうございます。12ページの成果指標を見たときに、何かちょっと遠回しな書きぶりだったのはそういうところなのかなと。すっきりしました。

○宮澤委員

今いろいろ話題になっているヤングケアラーの問題とかというのは、数的なものというのは、区のほうでは把握できているのでしょうか。また、今後こういうふうにしていこうとか、何かあったら教えてください。

○青木子ども政策担当課長

ヤングケアラーに関して、「中野区に何人います」というようなデータは今、持っていない状況でして、ただ、今年度の予算の中で、ヤングケアラーの実態調査をしようという予算は計上しているところで、今後そういった調査をして、実態がどうなっているのか、どういう支援が求められているのかというのを区全体で検討していくことになるかなと思っています。

○宮澤委員

やはり、虐待とはまた違う、子どもたちへの負担ということになってくと思うので、その辺をしっかりやっていただけたらありがたいなと思います。よろしくお願いします。

○和気部会長

ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。どうぞ。

○荒岡委員

民生委員の荒岡です。私は、不登校の子どもの学習支援にも少し関わっておりまして、その中で知ったことなのですが、「みらいステップなかの」、児童相談所のところに、不登校の子どもが通ってお勉強できるお部屋がごございますね。とてもいいお部屋なのですが、なにせ中野坂上ですから、鷲宮のほうの子に対応したときに、「交通費・時間をかけて通えません」、「いいことは分かるけれど、そこをお勧めされても通えません」というお答えがあったのです。今、早稲田通りの元の教育センターのところにもお部屋ができと思いますが、これをもっと子どもが気軽に通える、せめてすこやか圏域に移動するとか、そこにつくっていただく方向には考えていないでしょうか。

○青木子ども政策担当課長

それも教育委員会のほうでやっている取組になりますけれど、おっしゃるとおり、坂上だけだとアクセスに少し課題があるということで、今、幾つか北部とか南部の地域で分室というような形でや

っているのは存じております。

今後、場所を増やしていく方針については聞いていない、承知はしていない状況になりますので、そこは教育委員会に確認してみたいと思います。

○荒岡委員

ありがとうございます。

○和気部会長

そのほか、いかがでしょうか。

私のほうから1点お伺いしたいのですけれども、児童相談所が中野区によって開設されて1年がたちましたけれども、私は、東京都の民生・児童委員会あり方検討会とかそういうところにも所属して、よく議論をするのですけれども、児童相談所が都から区に下りたことによって、民生委員さん、児童委員さんも含め、地域で一貫して子どもたちを見守ろうという体制が作りやすくなったのかどうか、今、実感としてどう考えてらっしゃるか、お伺いしたいと思います。区のほうなのか、民生委員さんなのかちょっと分からないのですけれども。

○荒岡委員

児童相談所ができて、いろいろな対応が早くなったという実感は、いろいろな会議で出ています。やはり、今までは一時保護が必要だというお子さんでも、東京都に上げなければいけないという、子ども家庭支援センターとのタイムラグがあったのですが、区の判断ですぐ動いていただける。それからまた、対応していたお子さんの情報を、民生委員が見守っている中に返してもらおう。今まではなかなか、「見守りをお願いします」とか言われても、見守り終わりましたら返ってこないのではないかという意見が民生委員からはあったのですね、頼みっぱなしではないかと。そういうところの風通しも大分よくなってきてまして、主任児童委員部会と児童相談所と、今月ですか、打ち合わせをしたのですけれど、かなり風通しはよくなってきているなという実感はございます。

以上です。

○和気部会長

ありがとうございます。

それと関連してなのですけれども、子どもの問題は、実は親の問題でもありますし、地域の問題でもあるということで、困難ケースなどの対応を今、地域共生社会をつくるということで、複合的な課題を、地域全体で取り組んでいこうという仕組みをつくろうというところにいるかと思うのですけれども、そのような他の領域との連携というのは、この児童相談所をはじめ国関係の機関と、あるいはすこやかなのかもしれませんが、どのような連携体制をつくっていらっしゃいますか。先ほどのヤングケアラーの問題とも関わってくるのですけれども。質問が抽象的なのですけれども。

○青木子ども政策担当課長

児童虐待に関係してということではなくて、もう少し広い視点でということですかね。細かい話ではないのですが、中野区には児童相談所を含む子ども・若者支援センターという新しい機能というか、支援機関ができました。もともと、すこやか福祉センターというのが、幅広く乳幼児から高齢者までを見るような地域の機関としてあります。すこやか福祉センターと子ども・若者支援センターが今、連携しながら、定期的にケース会議なども必要に応じて行いながら、あとは子どもに関係して言いますと、要保護児童対策地域協議会、そういったような地域の機関も含めながら、地域連携しながら、様々支援に当たっていると聞いておりますので、今後、よりその関係を深めて、地域全体で子どもの虐待も含めて適切な養育がされるように支援していく形になるのかなと思っております。

○和気部会長

ありがとうございます。先ほども申し上げたのですけれども、学童保育とか学習支援をする個別の社会資源が不足しているというお話が、今、委員の中からも出ましたので、まずそれを整えていくということが一方で大事なのですけれども、同時に、すこやかとかほかの区の様々な既存の機関と子ども関係、これまでなかなか連携してこられなかったという経緯があるので、そこを児童相談所なり子ども・若者センターなりが、より連携できるような具体的な仕組みづくりみたいなものが今後必要になるのかなと思いましたが、発言させていただきました。

もう1点伺いたいのですけれども、先ほど、居場所づくりという話がありました。一般の子どもたちが集う学童クラブはもちろん重要なのですけれども、なかなか地域になじめないような、一般の学童等になじめないような子どもたち、不登校の子だったり通えるような居場所というのは、十分にあるのでしょうか。という質問です。

○青木子ども政策担当課長

不登校の子どもだけに限定しているわけではないとは思いますが、子ども・若者支援センターの中に、若者支援の一環として、これは義務教育終了後から39歳までの若者について、定期的に利用できるようなフリールームみたいなものを設けて、今、若者相談にもつなげるというような取組を、先ほどの子ども・若者支援センターの中でやっております。

あと、不登校の子の居場所については、かなり地域の方々にも、居場所づくりをやってもらっている団体も多数あるのかなと認識はしております。

○和気部会長

分かりました。ありがとうございます。
そのほかはいかがでしょうか。

○松山委員

様々な機関を設けていただいたり、連携をとっていただいたりという活動は理解いたしました。その上で、その先の地域共生社会という大きなお題目がありますので、直接的にはご自身が関わりのない区民の方々にも参加いただきたいという発想が必要である気がします。そういった区民の方々へのアクセスやアプローチ、何かお手伝いいただける面での協力を求めるなど、区民全体で関わり合うというといった点の繋ぎの部分について、何かお考えや取り組みはあるのでしょうか。

○青木子ども政策担当課長

1つは、我々子どもの部門でやっていることとしましては、児童館というのが地域にありまして、児童館の中で、当然、子どもとか、その保護者が利用するというのがメインになるのですけど、地域の団体とか活動したいという方をサポートして、場所を提供したりということもやっておりますので、そういったところで地域資源の掘り起こしみたいなことも行っているところです。

あとは、すこやか福祉センターのほうで区民活動センター等も持っていますので、そこで地域人材の掘り起こしというのもやっておりますので、そういったところと連携しながら、やはり地域で活動される方を我々としてはサポートさせていただいて、それが支援につながっていくというのが、1つ大切な考え方になりますので、そのような考え方で進めているところです。

○丸山委員

今のお話を聞いたところだと、その施設を利用された方へのアプローチは分かるのですけれども、それ以外の中野区民へのアプローチは何かお考えがあるのでしょうか。

○青木子ども政策担当課長

我々の部門では、まず相談を通じて、そこに来た方が確かに中心になりますけど、そこに対する支援というのはやっております。

○和気部会長

いいですか。例えば、区が直接関わっていないかもしれませんが、社協さんがやっているような子ども食堂のネットワークにおいて、子ども食堂に、企業とか一般の方からいろいろな食材を提供してもらったりというような活動がここ数年広がっていったので、そういう活動は、一般の市民の方々が地域で子どもを支えるという運動の1つにはなっているのかなと思います。

あと、そのほか考えられるのは、中野区の状況がよく分かりませんが、子育て世代で子どもを預かるファミリーサポーターといわれるような人々を地域から募って、中野区の名称が分かりませんが、そういう制度が、たしかあるかと思いますが、そういう人々に、地域の方に、一定の研修を受けてなってもらおうとか。あるいは、学習支援の場で、ボランティアとして学生、大学生だったり地域の退職した高齢者だったり、今まで以上に積極的に参加していただいているかということ、一般的には考えられるかなと思うのです。中野区のほうがどの程度それに、特に、この計画も含めて力を入れようとしているかというのは、今ひとつないかなと思って。いかがでしょうか。

○青木子ども政策担当課長

今、和気部会長からご紹介いただいた、ファミリーサポート事業という事業になりますけれど、子どもを預けたい人がいて、あと預かってもらえるような方を、地域の方を募集して登録してもらってそこをマッチングするという事業になっていて、これについては、区としては、当然、そのマッチングを増やしていきたいと思っておりますので、まず、預かっていただける方を増やしていくような取組というのも力を入れてやっていきたいと思っております。

○和気部会長

多分、今、お2人、委員の方の質問は、もうちょっと地域に働きかけるということも同時に強化していかないと、子どもを支える地域共生社会というのはなかなかつくれないのではないかなという、そういう疑問から発せられた質問のように感じたのですけれども。その点いかがでしょうか。

○青木子ども政策担当課長

現状だと、こちらからアプローチして、担い手を、ファミリーサポート事業に関わらず、していくところは、確かに我々としてはまだ十分でない部分もあると思いますので、今ご指摘いただいた点も生かしながら、どうやって地域の担い手になっていただける方を増やしていくのかというのは、そういった視点で考えていきたいかなと思っておりますので、ご意見ありがとうございます。

○和気部会長

ありがとうございます。どうぞ。

○白岩委員

感想になったら申し訳ないのですけれども、重層的とか、やはり地域共生参画社会というものがあるのですが、区の制度というのは、やはりどうしても制度・仕組みをつくらなくてはいけなくて、社協さんだったり分かれてしまうということもあると思うのですけれども。やはり重層的に動ける職員さんがまずないと、それがうまく回らない。多分、いくらほかの区と変わらないような部署があったとしても、例えば、統計で先のことを見たとしても、実際には教室が足りないということをどうするかとか、行き場がないのをどうするかということであると、年度で、もうできていらっしゃる計画です

外国人と日本人が共に文化的差異を認め合い、地域社会の構成員となる文化共生の視点に立った施策を導入することが必要になるという背景がございます。国の「地域における多文化共生推進プラン」とかの中では、各自治体において、多文化共生の推進を促すような内容のプランになってございました。

続きまして、2015年には、法務省のほうで「第5次出入国管理基本計画」というものが定められてまして、この中で少子高齢化の進展を踏まえた外国人の受入れについて、新たな技能実習制度を構築すること、また、受け入れた外国人との共生社会の実現に貢献していくこと等が、この計画の中で定められていたところでございます。その結果といいますか、外国人人口は急増いたしまして、生活のルールとか、例えば、一般的なところですよ、ごみの出し方や労働待遇などに関する課題が顕著となったと。さらに、経済や社会の構成員として、外国人の存在感が高まったというような背景があります。

続きまして、次のページです。ページ数が振ってなくて大変申し訳ないのですけれども、次のページは、中野区における取組といいますか、背景になります。

こちら、中野区のほうにつきましては、2021年3月に、「中野区基本構想」というものを定めまして、10年後に目指すまちの将来像といたしまして、「国籍や文化などにとらわれず、地域に住む全ての区民が安心して暮らすことができるまち」。こういったものを目指すべき将来像として掲げられたところでございます。これを受けまして、2021年9月に策定された「中野区基本計画」においては、多文化共生に関する施策を重点プロジェクトの取組の1つとして位置づけを行っておりまして、この中では地域包括ケア体制の実現に向け、誰もが地域社会へ参加できる環境と交流の充実を図る中で、外国人が社会参加や活躍できる環境づくりを進めていくということが掲げられてございます。まさにこのことが、地域共生社会の実現に向けたことなのかなというふうに捉えてございます。

続きまして、次のページにいきまして、さらに中野区での内容になりますけれども、2022年3月に「中野区人権及び多様性を尊重するまちづくり条例」というものが制定されまして、この中でも人々が心豊かに安心して暮らし、共に新たな価値を生み出していくことができる中野のまちを実現するというのを目的といたしまして、この中の基本理念の中に、人権とか多様性を尊重するまちづくりということで、全ての人々が、国籍ですとか人種、民族、文化によって差別を受けることなく、それぞれの能力を発揮して地域社会の一員として暮らすことができることを基本理念に添えまして、この条例では、そうしたまちを実現するために、区ですとか区民、事業者の責務などを規定していったところでございます。

続きまして、次のページにいきまして、今年の3月に「中野区多文化共生推進基本方針」というものを定めまして、この中で、先ほどの基本構造とか中野区基本計画、あと条例を受けまして、基本方針の中で目指すべき将来像といたしまして、「国籍や文化、言語にとらわれず誰もが安心して暮らすことができ、お互いに認め合いながら地域の一員として活躍できる社会」を地域の目指すべき将来像に据えまして、それに向けた取組の方向性として、この下段にありますローマ数字の1から3の方向性を示したところでございます。これが、これまでの中野区での多文化共生に係る取組になります。

続きまして、それと前後してしまうのですけれども、中野区における外国人ですとかの現状・課題というところで、次の次のページですかね、「区内外国人住民数の推移」といったところに、一応、お示ししております。

外国人の住民数の推移というところなのですけれども、中野区におきましては、今年、大体1万8,000を少し超えたぐらいの人数が、外国人人口としてあります。ここ2、3年は、コロナ禍の影響もありましてガクッと落ちていた時期もあるのですけれども、それがだんだん復活といいますか、コロナ禍も明けてきてまして、だんだんまた増えてきた、上昇傾向になってきているのかなという傾向にございます。

次のページにいきまして、中野区における外国人住民数の国籍で見た場合の人数になります。

中野区において、ここに示されているように、中国人の方が一番多い、7,000人近くといったところにありまして、以下、韓国、ネパール、ベトナムといったような具合に続いている状況です。

続きまして、中野区で、どのような目的で生活をしているのかというところで、在留資格別で見たのが次のページになります。

中野区において、在留資格別でいいますと、1番の留学、要するに学校等への入学目的で日本に来て中野区に住んでいる割合といいますか数が一番多いというような状況になっておりまして、あと、永住者とか日本人の配偶者等といったようなところで、以下、続いているような形になります。

さらに次のページにいきまして、年齢別で見た割合なのですが、特に、ここにあります赤の枠線で囲ってありますけれども、先ほど、留学目的で日本に来て中野に住んでいる数が多いと説明をしましたが、そのことから分かるのかなと思うのですが、若い世代、特に20代ですね、このあたりの世代が割合として多くなってございます。

このようなことから、次のページにいきまして、「多文化共生に関する主な課題」ということで、1つは、言語に関する課題ということ。ここはちょっと具体的になってしまうのですが、主要外国語のみでは、英語ですとか中国語を、中野区では中国の方が多いという現状をご説明しましたが、先ほどのグラフを見ていただくと分かるように、それに限らず、多くの国籍の方がまだいらっしゃる状況になります。こうしたことを見ますと、ただ単に多言語で対応していけばいいわけではないといったところがあります。あと、相互理解促進のためのコミュニケーションとか、交流の基礎となる言語に対する取組の必要性、こういったものが言語に関する課題といったところで捉えているところでございます。

続きまして、生活に関する課題といったところにつきましては、情報不足によって子育て、就労、就学、防災、住まいなどに関する支援を十分に享受できていない可能性があるのかなと捉えておりまして、ここについては、外国の方がどのようなことに困っていて、どのようなことを必要としているのか、さらに、個別的な対応、ニーズに寄り添った支援が必要なのではないかというところで認識しているところでございます。

続きまして、地域との関わりに関する課題といったところで、外国人と地域住民の方との接点が十分ではないといったところで、地域におけるトラブルの発生というものも一般的にあると聞いてございます。また、今後、地域社会の構成員として共に生活していくための環境づくりが必要なのではないかと捉えています。私なども、担当の中でも、いろいろ日本語学校とか外国人と接するところに行ったりしてお声を聞くこともあるのですが、そうすると、やはり地域住民の方との接点というものが、あまり十分ではない。本当はもっと交流をしていきたいのだけでもと聞いたりもしているのですが、今後そういったところへのアプローチもやはりしていかなければいけないのかなと考えてございます。

続きまして、「多文化共生に向けた中野区の取組」ということで、先ほどいろいろ課題として挙げさせていただいているところに対応しまして、「言葉の壁」、「周知の壁」、「意識の壁」、「関わりの壁」、「将来への壁」といったところで、それぞれの課題への取組といったところで、1つ目は、区の事務所に来庁する外国人に対する案内の充実ですとか、「周知の壁」、案内ですね。生活のルールとか行政サービスに関する周知。あと3つ目としまして、「意識への壁」に対する取組といたしましては、これは職員に対する多文化共生の理解の促進というところなんです。4つ目といたしまして、「関わりの壁」というところで、外国人に対する日本語学習や文化交流の機会の創出。さらに、「将来の壁」に対しましては、効果的な取組に向けた方向性の策定といったところで取組を進めているところでございます。

来庁する外国人に対する案内。具体的にそれぞれ見ていこうかなと思うのですが、1つ目といたしましては、通訳タブレットの導入・活用。これは、2020年度から行っておりまして、区役所とか各地域事務所の窓口などに通訳タブレットというものを、私どもの所管で手配いたしまして、今現在55カ所59台のタブレットが配置されております。これは、AIによる機械通訳が30言語に対

応しております、通訳者による三者間通訳、こちらは13言語に対応するようなタブレットになっておりまして、今現在、区役所での手続とか、相談などに活用されていると捉えております。具体的には、転入・転出とか住民税、国民健康保険など、そういった手続などに活用されているところでございます。あと、各種窓口の案内ですとか説明用チラシなどについては、この後にも出てくるのですが、やさしい日本語というものを使ったものとか、比較的易しい、そんなに複雑ではない日本語を使ってチラシを作成したり、こういった取組も徐々に始まっているところでございます。ここについては、もっと進めていかなければなど認識をしているところでございます。

続きまして、次のページ、14ページにいきまして、「生活のルールや行政サービスの周知」といったところで、「外国人のためのなかの生活ガイドブックの配布」ということで、2020年度から行っておりまして、こちらにQRコードもお付けしているので後ほど見ていただければと思うのですが、4言語を併記いたしまして、4言語と言いましたけど、英語、中国語、韓国語、そのほかにやさしい日本語、そんなに難しくない日本語を使って、生活のルールとか行政サービスを周知するようなパンフレット、冊子をつくりまして、区役所の窓口とか大学、日本語学校などで配布しているところでございます。また、ホームページにおきましては、多言語翻訳にも対応している状況になります。さらに、中野の防災ですとか国保の手引き、資源とごみの出し方、分け方リーフレットなど、それぞれの所管でそれぞれの事業の詳しい案内みたいなところを外国人向けにつくっていると把握しているところでございます。

続きまして、15ページにいきまして、「職員に対する多文化共生の理解の促進」といったところで、職員向けの研修を実施しているところでございます。

こちらのほうは昨年度から始めさせていただいた事業にはなりますけども、まずは、多文化共生を進めていく上で、やはり私ども、一応、文化振興・多文化共生推進課というところで、多文化共生というものを担当している部署ではあるのですが、やはりそれぞれの事務、事業を担当している担当者が、外国人に対する基礎的な知識とか理解、どういふものが必要になっていくのかというのをやはり知ってもらわないと、なかなか1つのところに収まるような話でもないので、やはり全庁的に知ってもらわないと、こういうことは進まないのかなといったところで、こういう職員向けの研修を、1つは文化共生研修ということで、多文化共生に関する基礎的な知識の習得、理解を深める内容のもの、やさしい日本語研修といったところ、これは実際に窓口対応とか広報誌の作成等に役立てるために、講義や演習などを通じて知識や技法を学ぶことを内容としている研修を、今年も当然継続していくのですが、やっているところでございます。

続きまして、16ページになりまして、「外国人に対する日本語の学習や文化交流の機会の創出」といったところで、中野区には、国際交流協会という1989年に設立された専門の協会がございまして、こちらで日本語の講座ですとか外国語講座、やさしい日本語講座とか、あと市民交流事業ですね。具体的には、例えば夏になりますと盆踊りなどを、集めて、外国人の方と日本人の方含めて行ったり、交流事業を行ったりとか、あと専門的なところでいいますと、外国人相談などもこちらでやったりしていたり。あと、国際交流事業などを行っている協会になるのですけれども、私ども、こちらのほうといろいろ連携をいたしまして、情報の共有化を図ったり、より効果的な支援のあり方とか、こういうふうにしたら効果的ではないかといった情報交換を日頃密に行いながら、私どももこういった機会の創出に取り組んでいるところでございます。

最後に、17ページ、「今後の取組の方向性」というところで、「言語によるコミュニケーションの円滑化に向けた環境の整備」といったところで、「窓口対応等の多言語化」。これはやさしい日本語を含めた形での、やはり、多言語化というのは、ある程度進めていかないと、なかなか来庁者などには分かりづらいことになる。来庁する外国人の方にもいろいろ、どこにどんなことがあるのかも分からない部分もあるかと思しますので、ここはある程度策定を進めていく必要があるかと考えています。

続きまして、「日本語学習支援の充実」。これは、さっきも数としてどれぐらいいるかというのは正確には把握していないのですが、結構、親もあまり日本語が得意ではない。さらに、子ども

も日本語はそんなできないし、母国語もあまりできないという外国人の子どもも増えていくということも聞いているので、こういったところに関しては、やはりもっと区のほうで分析をして、効果的な施策を進めていかなければいけないし、その1つが日本語学習というものの支援。国際交流協会のほうと連携して行っているところではありますけれども、そういったところの充実を図っていかねばいけないかなと考えております。

さらに、「やさしい日本語の普及啓発」。これは、区内部においてもそうなのですが、やはり、これに関しては区民の方にも知ってもらうことも必要かなと考えておまして、今年度、ここにありますように取組の展開例というところにありますけれども、「やさしい日本語ガイドライン」。ガイドラインと書いてあるのですが、こういうのを知っているというような周知・啓発のリーフレットのようなものを作成して、幅広く区民の方にも、やさしい日本語というものがあって、それを使って外国人とのコミュニケーションの円滑化とか交流の促進を図っていければと考えているところでございます。

続きまして、「外国人が安心して暮らしていくための生活の支援」といったところで、生活ルール等の周知の強化、情報発信の強化、日常生活への各種支援といったところで、この取組の展開例にありますようなことを、今現在行っているような支援もあるので、さらに充実をして、より個別にといいますか、よりニーズに沿った形での充実が図られればと考えているところでございます。

最後になりますけれども、「地域の一員としての活躍の場の創出と相互理解の醸成」といったところで、お互いの文化習慣への理解の促進、地域における相談会や交流の場の創出、外国人の地域への参画の推進といったところで、協会によっては、外国人を招いているいろいろな、防災の訓練を行ったところもあると聞いているのですが、そういった良い事例などを把握して、そういう横展開を図ったりするなどして、やはり必要な場合にはそういったものもしながら、外国人が地域社会で共に地域の一員として活躍できる場を創出していく。こういったことを醸成していく必要があるだろうと考えていますので、こういった取組も、展開例にはなりますけれども、今後もっと具体化をして進めていければと考えてございます。

最後、まとめになりますけれども、外国人ということで、そこにターゲットを絞って話してきたのですが、例えばやさしい日本語ということに関しては、外国人だけではなくてお年寄りの方とか、今まで行政から出す文書とか案内は結構かた苦しかったり分かりづらいところがあったかと思うのです。やさしい日本語を使うと、そういったところも一定程度解消されるのかなと考えていて、やさしい日本語を使うことで、より社会的弱者といいますか、そういったことが分かりづらい方にも情報が伝わることにはなりますので、こういったことを進めていくと、対外国人だけではなくて、より真に地域共生社会に向けた取組の1つにはなるのかなと考えているので、今後力を入れて、私ども、各所管のほうで、実際使えるように進めていければと考えております。

私からの説明は以上です。

最後に、資料3なのですが、途中で紹介をさせていただきました多文化共生推進基本方針を策定するに当たり、日本語学校とか外国人住民、外国人留学生から聴取した主な意見になりますので、こういったことを尊重いたしまして、この方針には定めてきたところでございますので、こちらも参考にさせていただければと思います。

以上です。

○和気部会長

ありがとうございました。それでは、今のご報告につきまして、ご質問、ご意見等ありましたら出していただければと思います。

○保田委員

「なかのEYE」というアプリについてお伺いしたいのです。あれをダウンロードしてみたのですが、

日本語で、利用規約も日本語で、たしか写真で「ここが壊れているよ」とかいうのを区に報告するアプリだったと思うのですが、今後、あれをもし外国人の方が使える、例えば英語も付け加えるというようにすると、資料3の6番とかそうなのですけど、文章より動画のほうが分かりやすいというのは、どちらかというとな言語的なコミュニケーション、写真で見せるみたいなほうが、外国人の方としてもやり取りしやすいのかなという点では、「なかのEYE」をもっと外国の方が使えるようにするという改修も考えられるのかなと思いました。以上です。

○富士縄文化振興・多文化共生推進課長

貴重なご意見ありがとうございます。

そちらにつきましては、所管のほうに伝えて、そういうものが可能なかどうか、聞いてみたいと思います。

○丸山委員

区民応募の丸山です。私、妻が外国人でしてアメリカ国籍なのですが、その面で、妻がよく話していたことをちょっと皆さんに意識の部分でお伝えできればと思うのです。

「外国人」という言葉と、「外人」つまり「外人さん」というのがあると思うのですが、こちらの言葉の意味、ここに集まっている方はご存じだと思うのですが、意味合いがすごく違うものでして、「外国人」を広辞苑で調べると、「他の国家の人民。異国の人」。それに加えて「外人」という言葉を調べると、「仲間以外の人。敵視すべき人」。そういうふうに全く意味合いが違うのですね。

私の妻が、中野区役所さんで子どものマイナンバーつくったりということで職員に対応されたときに、やはり見た目が金髪で目も青いので、いくら日本語が、日本にもう10年以上住んでいるので日本語はすごくしゃべれるのですが、窓口とかに行くと、職員さんとかが「外人さんが来たよ」というのをされる対応が多いのですね。もちろん、いろいろな外国人の方と接してきた職員さんだと思いますので、当然ながら日本語が話せない人と多く対応してきてなかなか難しかったということもあったと思うのですが、やはり妻としては「外人さんが来た」みたいな、邪険に扱われるのではないのですが、外国の方の意識としては、やはりとても傷つくというのをすごく言うてくるのですね。「そんなに私は敵国の人なのか」とか、そういう認識がすごく違うので、これはやはり言葉1つ、例えば日本人とかなんて、そんな、私も「あ、外人さんだな」と言ってしまうこともあるのですが、そこは「外国人」、「外人」という言葉のちょっとした、似ているニュアンスなのですが、そういったところで、やはり日本人の意識というのは違うところがあると思いますので。

決して中野区の職員の人を悪く言っているわけではないので、全般的な日本人としての意識もちょっと難しいところではあるのかなとは思っているのですが、そういったこともありましたので、この場をお借りして伝えさせていただきます。

○富士縄文化振興・多文化共生推進課長

貴重な意見ありがとうございます。

まさにそれは職員の意識といったところで、非常に重要な視点かなと思っておりまして、聞いていないだろうと思ったところではそういうふうに言っている現状があったのかなと思います。そういったところが、今回、多文化共生の研修の中とかで取り上げることとかもできないのか。そういう事例もあります、実際にあったということもあるので、そういったところも話に触れることができないのかどうかといったことも検討しながら、意識の醸成というのですかね、向上を図っていくような取組をできればなと思っております。

○黒木委員

私の住んでいるところに都営住宅がございまして、そこには本当に外国の方がたくさん住んでいらして、社会福祉協議会の方と私たちとでちょっと交流する会があって、そちらのほうに出させ

ていただいたときに、実際に住んでいらっしゃるご家庭のご主人たちが各グループに入りまして、お話を聞いたところに、その頃はまだコロナ禍でありまして、コロナの予防接種の通知が同じような日本語で来るときに、みんな分からなくて、自分だけ少し日本語が分かるので皆さんに通訳してあげたのだよということで、やはり日本の行政から来る手紙がなかなか難しく。だから、私たちもちょっと理解できないときもありますよなんていう話をしたのと、あと、私は子どもに関わる部門なので、子どもたちの集まれる場所とか、あと宿題を見てあげようとか、そういうところを開いたりしようかなと思っていますみたいなお話をしたら、「ぜひ、そこに自分の奥さんを出したい」と言うのですね。自分は仕事をしているから日本語をどんどん覚えていくし、子どもは一番早く日本語を覚えるのだけれど、奥さんはどうしてもうちにいたりとか、ちょっとやはり日本人の方と交わる機会があまりなくて、できればお祭りとかが今やれば、そこに家庭の料理とか、こういう料理をやっているのだよという会とかあったら、ぜひ参加したいという奥さんもいらしたりして、そういうのがちょっと今、コロナ禍だからできないねなんて話をしています。

今のお話にもつながるのかなとも思うのですが、奥さんたちの場所も、あと「子どもと一緒に歩いていいですか」「いいですよ」と言って。「そうしていただくと助かります」と言って。多分、彼らはやはり、すごく日本が好きで来て、お仕事されたりして、そういう交流がもっと盛んに中野区でもできると。あと、まちとか地域でもできるといいなと思いました。

○和気部会長

ありがとうございます。今の話との関連で、1点付け加えさせていただければと思うのですが、私は、コロナ禍になる前に、フィンランドに調査に行きまして、北欧諸国は、外国人、難民の方とかたくさん受け入れている国々なのですけれども、社会的協働とって、その国になじんでいく、統合されていくプロセスが一番遅くなるのは、今おっしゃった、ついてきた主婦の方とか、小さい子どもを育てている奥さん、女性の方々が一番、言語的な修得ですとか社会参加が遅れてしまうと特徴が実証されているということで、そういう方たちを集めたフィンランド語教室みたいなのが開かれていました。

特に、小さいお子さんを連れていて外に出かけるのも難しいですし、なかなか学校に行ったりすることもできなくて、そうこうしているうちに10年ぐらい過ぎてしまって、なかなかその地域に溶け込めないということがあられるようですので、様々な年代への支援が必要だと思うのです。それぞれのニーズに応じて、特に参加が難しい方々にターゲットを絞って、その方々が参加しやすいような形で支援が展開できるといいのかなと思いました。以上です。

そのほかいかがでしょうか。どうぞ。

○松山委員

先ほど、子ども・若者関係のときにもお話しした視点と全く同じなのですけれども、外国人の方向けのご支援等々の取組みが大切だと思う中で、その地域にいらっしゃる区民向けのアプローチという視点も必要ではないかと思うのです。先ほど、職員の方への理解の促進という項目がありましたけれども、これを地域で行ってみるというのもありかなと感じます。そのことで、地域として、まさに共生社会として、外国の方々と共に一緒に生活していこうという素地ができるといいかなと思うのです。

外国の方々を直接的にサポートすることは、とても大事な視点だと思います。それが中心なのだろうと思う一方で、当事者だけでなく、地域全体として外国の方々を迎え入れるにはどうすれば良いかという視点でのレクチャーとか、そんな取り組みがあってもいいのかなと感じました。

○和気部会長

ありがとうございます。そのほかはいかがですか。

○白岩委員

全く分からないので、むしろ教えていただきたいのですが、難民の方というのは、難民と認定されれば、やはり同じようにサービスを受けられると思うのですが、ウクライナの方とかがいらっしゃるのか聞いていますのですけれど、そういう方には、やはり心のケアとかいろいろな、また別の問題もあるものなのではないでしょうか。

○富士縄文化振興・多文化共生推進課長

難民については、難民で来ているかどうかというのは、基本的に分からないです。今回みたいに、ウクライナから避難をしてきてといったところについては、中野区にも一定程度お住まいになっていたというところはあるかもしれませんが、実際に、ほかに難民の方が来ているかどうかというのは分からない。だから、それはやはり、各セクションといいますか、窓口のところ。そうすると、そこにそういう悩みがあるのだということを打ち明けてもらうような体制になってなければいけないのかなと思うのですが、なかなか難民の方に特化した取組が区の窓口でできているのかというのは、私もそこまでは把握していないところです。

○白岩委員

ありがとうございます。

○和気部会長

今に関わって、また、いいでしょうか。

今日、稲葉副部会長が来ていらっしゃるの、いらっしゃるなら多分コメントして下さると思うのですが、実は、稲葉さんのところの団体も、何人かの外国人の方が生活困窮になっていて、居住支援などを行っていて、一番大変なのは、在留資格を失っていらっしゃる方々。難民で認定される方は、日本は本当に数パーセント。諸外国に比べて何百分の1ぐらいの方しか正式に認定されず、多くの方がその認定を待って一時的に地域での生活を許されているとか、あるいはその判定を待っているような状態。あるいは、完全に在留資格がない状態になっている方々が非常に多いのが実態です。技能実習生などで来たときにはそういう資格があっても、その職場を離れると在留資格がなくなってしまって、国民健康保険が受けられないとか家を借りられないとか、様々な命に関わるような問題が発生します。

例えば、ベトナムのコミュニティーとかは、最近よく聞くのは、そういう方々を狙った悪徳ビジネスみたいなものもあったりして、彼らが共有している日本でいうとLINEみたいなものがある、悪い道へ引っ張っていく人たちもいるらしく、そういうものが犯罪の温床になったりしているということもよく聞きます。

在留資格等の問題については、中野区だけでは解決できない問題なのですが、市民団体の方々とNPOの方々とかが、様々な資源を募ってそういう方々の生活を支えているというのが実態です。本当に、生活保護をなかなか受けることができない状況ですので、ここに書いていることは、最もです、まずここから始めなければいけないのは当然だと思うのですが、稲葉さんたちがやっているような、行政なので、そもそも、在留資格がないと行政に逮捕されるという、そもそも相談できない状態にある方々なので行政とはなかなかつながりにくいのですが、そういう方々を支援している団体にもぜひお話を聞いていただいて、区として、あるいは地域住民として、何ができるのかということもちょっと考えていけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

そのほかいかがでしょうか。

○荒岡委員

さっきの松山委員がおっしゃったことに似ているのですが、外国人、このいただいた資料は来庁

した方にどうするかとか行政側からどうするかだったのですが、外国人を受け入れているところ。私たちが関わっているところだと、小学校や保育園は戸惑っている場面もよく見るのですね。例えば、外国の方が、学童クラブに入りたかったのだけれど、外国の方が、手続きが分からなかったけれど、民生委員さん一緒に役所に行ってあげてくれませんかというお話があったり、そういうときはどこに相談したらいいのですかというご相談を受けたり、受け入れる側も戸惑っていることがあると思うのですね。その人たちが外国の人と一緒にやっていくための支援というのを、区のほうで、それから、さっきの通訳タブレットをそういう受け入れているような、例えば保育園とか学校に貸し出すとか、こういうことは考えていただくといいかなと思いました。

○富士縄文化振興・多文化共生推進課長

実際、通訳タブレットについては、学校には1校1台配布されております。だから、使える状況にはなっているとこちらとしては認識をしているので、そういったのも何かあったときに、例えば、あまり来ないけども、実際使いたいとなったときに使えないと意味が全くないので、ちょっとそのあたりは、年度当初にこういうのは配備して使い方ですよとやっているのですが、それにも増して、さらに何か時期を、使い方をまた思い出してもらおうように、案内とかも考えられるかなと思っております。

○荒岡委員

こちら側から、例えば、外国の方と一緒にイベントをやってみたいなとか、こういう人を受け入れたいなという、支援という言い方もおかしいですけど、一緒にやりたいなと思ったときに、相談しに行く窓口というのは区にあるのですか。

○富士縄文化振興・多文化共生推進課長

一緒にというのは、具体的に手続きが分からなくてとかではなくてということですか。

○荒岡委員

手続的なことではなくて、地域で一緒に生きていくために、こちらからだと働きかけたいなと思っても、どう働きかけていいか分からないところあるではないですか。それこそ、コロナ前だったら一緒に盆踊りを踊っていたら地域の外国の方が入ってきて、一晩盛り上がったなどということもありましたけど、こっちだって来ていただいたらウェルカムなのだけど、探すというのもおかしいけど、どうやってその交流を持っていけばいいかなと思ったときに、橋渡しをしてくださるような窓口は区にはないのかな。

○富士縄文化振興・多文化共生推進課長

まずは、地域活動かな。

○中谷福祉推進課長

国際交流協会がありますよね。

○富士縄文化振興・多文化共生推進課長

それでも大丈夫かもしれない。国際交流協会でも多分相談には乗ってくれると思うのです。国際交流協会でも対応できなければ、区のほうに相談が来て、それぞれ担当しているところで何かできないかということで話ができるのかなと思います。

○荒岡委員

確かに、避難所の開設訓練をしたときに、国際交流協会に頼んで、一緒に外国の方に訓練に

参加していただいたことは、もうかなり前ですが、あるのですね。やはり窓口は、国際交流、あそこのZEROホールのところですよ、と考えればよろしいのでしょうか。

○富士縄文化振興・多文化共生推進課長

そうですね。そちらにも受け付けているというか、国際交流協会はそういったことを幅広くやっているところですので、1つそこが窓口になるかなと考えております。

○荒岡委員

ありがとうございます。

○保田委員

これは、区の方への質問というか、当審議会についての意見なのですが、今回の多文化共生あるいは関わりの壁とか、あるいは先ほどの子どもの居場所という意味では、スポーツというのは1つ、何か打開策というか、スポーツを区民みんなでやってみたいなのを考えられるかなと思ったときに、スポーツ健康づくり部会とこの部会ですかね。とか、今、スポーツ健康づくり部会の第2回の会議録、まだ調整中と書いてあって、どういう議論をされたかよく分からないのですが、合同部会といったら大げさですけど、もしかしたら、横目にほかの部会の議論を見ながら、あるいは、ほかの部会に、「この点ってどう思う？」みたいなことを聞くというのがあると、実はこの部会では出ない意見も見られるのかなと思ったという次第です。以上です。

○和気部会長

そのほかいかがでしょうか。

では、もう1点だけ、要望ですけれども、ベトナムの方々とか中国の方、韓国の方々も、結構自分たちでLINEグループみたいなものとか、本国とつながった、WeChatとか何かそのようなもので、自分たちでコミュニティーをいろいろつくっていて、支援したりというのがあるかと思うのです。本当に困ったときに、自分の言語とか文化も分かってくれている方が相談に乗ってくれるということも必要ですよ。ですので、そういうコミュニティーといいますか、その文化をよく知っている相談員みたいな方々が、常勤では難しいのかもしれないですけれども、そういう団体などと連携をとることで、何かあったときに、きちんと支援に結び付けてあげることができるみたいな役割を、区のほうが果たせるといいなと思いました。

例えば、最近問題になった、技能実習生などで、特に、留学生でもそうなのですが、妊娠してしまうケースが結構あって、そうすると結局誰も相談できず、妊娠が分かると強制的に送還されたりとか仕事を失ったりするということで、いろいろな事件につながってしまうようなことが起きていますので、そういうことを食い止めるためにも、早い段階で相談できるような基盤づくりといいますか、メッセージをきちんと早めに伝えておくような体制整備があったらいいのかなと思いますので、よろしくご検討いただければと思います。私からは以上です。

そのほかいかがでしょうか。

○中谷福祉推進課長

ちょっと事務局から。先ほどの保田委員からのご質問というご意見に対して、若干補足の回答というご説明なのですが、それぞれの部会ごとに付託された事項があって審議はするのですが、双方にクロスするというか、例えば、大げさに言うと、障害部会の方たちからすると、あらゆることに障害に関する配慮が必要で、本当は全ての部会でも議論してもおかしくないような内容だったりするわけなのです。それを完全にお互いにクロスしながら審議するとなると、回数的にもなかなか難しかったりとか、あと議題をそれぞれ設定していたりという時間的な制約もあるので、正直、若干難しいところもあります。ただ、今ご意見いただいたような、スポーツの機会を活用

して、地域の中で社会福祉だったり、子どもの居場所づくりとか、相互に交流する機会としていいのではないかというご意見は、部会の枠を超えてスポーツに関するご意見いただくのもすごくいいことだと思います。

あとは、特に地域福祉・成年後見部会が、一番テーマが広いので、あらゆることの上澄みの部分を計画に盛り込んでいかなければいけない、そこを議論しなければいけない場なので、最後のほうで、障害部会と介護・高齢部会からのフィードバックは受けようという想定はしています。

ただ、そこまでがもしかしたら限界かなとも思っていて、本当はもっと時間制限がなければ、あとは本来、本当は全体会とかでやってもいいかもしれないのですが、そうするとものすごい人数になってしまうので、それはそれでなかなか收拾がつかないというか、取りまとめるのが非常に難しいので、そういった形で進行させていただきたいと思っていますので、ご協力のほどよろしくお願いします。

○和気部会長

どうもありがとうございました。

それでは、時間になりましたので、各委員からの情報提供などがあればご発言をお願いいたします。よろしいですか。

それでは、ないのでしたら、事務局から連絡等ありましたらお願いいたします。

○中谷福祉推進課長

最後に事務局から事務連絡なのですが、今日、お車でお越しの方いらっしゃいましたら、駐車券にスタンプを押させていただきますので、事務局の職員にお声がけいただければと思いますのでよろしくお願いします。

事務局からは以上です。

○和気部会長

それでは、本日は、これで終了とさせていただきます。ありがとうございました。

——了——